

労働者派遣事業 許可申請提出書類一覧表

新規・法人(070401)

〈法人の場合〉

提出書類		提出部数		書類 チェック
		正本	コピー	
労働者派遣事業許可申請書【様式第1号】 (第1面・第2面)		1	2	
労働者派遣事業計画書(事業所ごとに作成)【様式第3号】 (第1面・第2面)		1	2	
キャリア形成支援制度に関する計画書(事業所ごとに作成)【様式第3号-2】 (第1面)		1	2	
雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(事業所ごとに作成)※1【様式第3号-3】		1	2	
事業主 関係	定款又は寄附行為の写し※2	－	2	
	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※2【省略可】	1	1	
	代表者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)	1	1	
	代表者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)	1	1	
	役員の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)	1	1	
	役員の履歴書(注:履歴書記入見本参照)	1	1	
	役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書※8	1	1	
財産的 基礎 関係	貸借対照表(最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	－	2	
	損益計算書(最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	－	2	
	株主資本等変動計算書(最近の事業年度のもので、税務署に提出したものの写し)	－	2	
	法人税の納税申告書(別表1)の写し	－	2	
	法人税の納税申告書(別表4)の写し	－	2	
	法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1	
事業所 関係	建物(不動産)の賃貸借契約書等の写し(他人が所有する場合)※4	－	2	
	建物(不動産)の登記事項証明書(全部事項証明書)(申請者が所有する場合)【省略可】	1	1	
	事務所の見取り図(寸法、面積※5の記載のあるもの)	－	2	
	派遣元責任者の住民票(本籍地が記載されているもの(外国人の場合は国籍及び在留資格が記載されているもの)で、かつ、マイナンバーが記載されていないものに限る)(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)	1	1	
	派遣元責任者の履歴書(注:履歴書記入見本参照)(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)	1	1	
	派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書※3(注:代表者、役員と同一である場合は省略可)	1	1	
	個人情報適正管理規程	－	2	
	派遣元責任者講習受講証明書(写)※6	－	2	
	就業規則又は労働契約の以下の該当箇所	－	2	
	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分			
	無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分			
	無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけれられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分			
	就業規則(労働基準監督署の受理印があるページ)	－	2	
派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル又はその概要の該当箇所の写し	－	2		
自己チェックシート(様式第15号)(事業所名を記入してください)	1	1		
その他	企業パンフレット等事業内容が確認できるもの(設立直後等で作成していない場合を除く)	1	1	
社会保険(健康保険・厚生年金)の「適用通知書」(設立直後で領収書がない場合)又は直近の「保険料領収証書」の写し		－	1	
登録免許税領収証書の正本(銀行等で9万円を納付したもの)				
許可申請に係る収入印紙【1事業所目120,000円＋2事業所以降55,000円×(事業所数－1)※7				

＜資産に関する要件の確認＞

① 基準資産額(1事業所につき2,000万円以上必要)

資産の部の合計額

(

)円

−

(

のれん(営業権)

)円

−

(

繰延資産

)円

−

(

負債の部の合計額

)円

=

(

基準資産額

)円

② 事業資金(1事業所につき1,500万円以上必要)

1,500万円

<

(

現金・預金の合計額

)円

③ 負債総額の7分の1以上の基準資産額

負債の部の合計額

(

)円

÷

7

=

(

)円

<

(

基準資産額

)円

労働者派遣を行う事業所ごとに、社会保険及び労働保険(労災保険、雇用保険)に加入しており、被保険者の資格取得が適正に行われていることが必要です。

- ※1 派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出してください。
- ※2 事業目的に「労働者派遣事業」を行う旨の記載が必要です。
岐阜労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書入手できる場合は添付を省略することができます。
- ※3 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限ります。
- ※4 転貸となっている場合は、建物の所有者が「転貸の承諾」を行っていることの確認が必要となり、所有者と貸主の間で締結されている貸借契約書(原契約)の写しの提出が必要となります。
- ※5 労働者派遣事業に係る事業所については、事業に使用しうる面積が20㎡以上であることが必要です。
- ※6 申請書提出日前の3年以内に受講していることが必要です。
- ※7 収入印紙は貼り付けずにお持ちください。

＜お願い＞ 上記以外にも必要に応じて、補足資料(誓約書等)の提出をお願いすることがあります。